

令和7年度 第1回山梨県文化財保護審議会 議事録

1 日 時

令和7年8月27日(水) 13:30~16:00

2 場所

山梨県庁防災新館4階 403、404会議室

3 出席者(敬称略)

(委員)

増記隆介・五味文彦・数野雅彦・加島勝・鈴木麻里子・後藤治・渡辺洋子・
秋田かな子・新津健・白井久美子・末木健・大隅清陽・久保田裕道・中込睦子・
古屋和久・大澤正嗣・輿水達司・湊秋作・望月一二(19名・リモート出席者含む)

(事務局)

(文化振興・文化財課)

井筒課長、保坂文化企画指導監、
文化財保護担当(4名)、埋蔵文化財担当(3名)

4 傍聴者等の人数

0名

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 井筒課長あいさつ
- (3) 会長あいさつ
- (4) 議事
- (5) その他
- (6) 閉会

6 議 事

(1) 文化財の県指定について

- 有形文化財(彫刻) 1件
木造釈迦如来坐像 一軀 附 四菩薩立像 四軀
- 有形文化財(考古資料) 2件
暗文絵画土器 1点
和歌刻書土器 1点

(2) 文化財の県指定の解除について

- 天然記念物 1件
一宮浅間神社の夫婦ウメ

7 その他

8 閉 会

「6 議事」の概要

(1) 文化財の県指定について

1) 有形文化財（彫刻） 木造釈迦如来坐像 一軀 附 四菩薩立像 四軀

○議長

- ・審議に入る。有形文化財（木造釈迦如来坐像一軀 附 四菩薩立像四軀）について、担当委員から調査報告と意見をお願いする。

○担当委員（木造釈迦如来坐像）

- ・調査票に基づいて説明。
- ・木造釈迦如来坐像は、身延町の本国寺に伝わる木造の坐像で、鎌倉時代末期の作と考えられる。日蓮宗の仏像で、制作が鎌倉時代まで遡る作例はごく少なく、本像は日蓮宗の仏像の初期作例として全国的にも希少な作例である。また、身延山創建期の信仰資料の殆どが火災で失われた中で、県内の鎌倉時代の日蓮宗信仰を具体的に示す貴重な遺例である。

○担当委員（四菩薩立像）

- ・調査票に基づいて説明。
- ・一尊四士像も日蓮宗の初期的な造像の一つであると考えられ、あわせて保存を図ることが望まれる。

（質疑・意見）略

○議長

- ・異議がないので、県指定文化財として答申する。

2) 有形文化財（考古資料） 暗文絵画土器

○議長

- ・審議に入る。有形文化財（暗文絵画土器）について、担当委員から調査報告と意見をお願いする。

○担当委員

- ・調査票に基づいて説明。
- ・「暗文絵画土器」は、外中代遺跡の平安時代9世紀に属する住居跡から出土した土師器坏の蓋であり、その内面に暗文という手法で中央の花弁状の模様の周りを、鳥及び魚状の文様が9点、左向き左周りに描かれるものである。平安時代初期の絵画が描かれた土器として極めて貴重で、全国的にも類例のないものである。また、当時の「鵜飼」の鮎漁活動や祭祀を示す可能性がある資料として、高い評価が与えられ、県指定文化財の価値を有すると考えられる。

（質疑・意見）略

○議長

- ・異議がないので、県指定文化財として答申する。

3) 有形文化財（考古資料） 和歌刻書土器

○議長

- ・審議に入る。有形文化財（和歌刻書土器）について、担当委員から調査報告と意見をお願いする。

○担当委員

- ・調査票に基づいて説明。
- ・「和歌刻書土器」は、ケカチ遺跡の平安時代10世紀中葉に属する大型竪穴建物の埋没土内から出土した土師器皿であり、その内面に仮名（ひらがな）のみで五行に分けて刻書され、三行目の行末一文字分が欠損していることから、和歌としての解読案が2案あるがいずれも男女の別離に際して男が女に贈った歌であり、これまで全く知られていなかった平安時代の和歌一首が新たに発見されたことの意義は大きい。また、都で成立してまだ間もない仮名が、地方である甲斐国において和歌の表記に用いられていたことを示す希少な事例であり、10世紀中葉という製作時期と、甲斐国という製作地が特定できる一次資料として、仮名の成立や、その地方への伝播の問題を考えるうえでも極めて貴重な資料であり、考古資料としての学術的価値に加え、出土文字資料としても、平安時代の文化（いわゆる国風文化）に関する多分野の基準資料として極めて貴重な資料であり、県指定文化財としての保存・活用が望まれる。

（質疑・意見）略

○議長

- ・異議がないので、県指定文化財として答申する。

(2) 文化財の県指定の解除について

1) 天然記念物 一宮浅間神社の夫婦ウメ

○議長

- ・天然記念物（鶯宿峠のリョウメンヒノキ）について、担当委員から説明をお願いする。

○担当委員

- ・調査票に基づき、説明。
- ・枯死による指定解除とする。

○議長

- ・異議がないので、指定解除相当として答申する。

(3) 報告事項

○事務局説明

- ・各部会の開催状況、文化財の指定等の状況など

「8 その他」の概要

○事務局

- ・次回の文化財保護審議会は、各部会の調査検討状況を踏まえながら開催時期をご案内する。

以上